

第 88 回牛豚等疾病小委員会より 今後の豚熱ワクチン接種の対応方針

豚熱関連情報

No.18



豚熱ワクチンの接種は、現在、39 都府県で行われています。

そのうち 34 都府県で免疫付与状況確認検査(豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針による)が行われ、農研機構動物衛生研究部門が結果の分析と感染試験による発症防御に必要な移行抗体価の検証を行いました。

そして、これらの結果に基づき、7 月 11 日の第 88 回牛豚等疾病小委員会において、今後の豚熱ワクチンの接種方針が示されました。

免疫付与状況確認検査の結果

- ・母豚の抗体価は、第 1 世代^{※1}に比べて第 2 世代^{※2}以降はばらつきが大きく、抗体価の低い個体が多くみられた。

※1:初回ワクチン接種以前に生まれた繁殖豚

※2:初回接種から 30 日以上経過して生まれた繁殖豚

- ・第 2 世代以降の母豚から生まれた子豚の移行抗体価は、ばらつきが大きく、接種適齢期に幅が生じていることが推定された。

感染試験での推定移行抗体価と発症防御の関係

- ・ワクチン接種時の推定移行抗体が 32 倍、64 倍の場合の接種後 120 日のテイク率は、それぞれ 73%、25%と判定された。
- ・感染試験で、移行抗体価が 16 倍以下の場合、発症防御されなかった(32 倍以上で防御可能かどうかは不明)。

ワクチン接種後の経過日数と抗体陽性率の関係

- ・接種後 90 日程度までは、日数が経過するほど抗体陽性率が高くなる傾向にあった。

今後の豚熱ワクチンの接種方針

- ・子豚のワクチン接種適齢期は、全国一律に日齢を示すのではなく、母豚の抗体価の分布や子豚の抗体価の推移等の傾向から柔軟に検討することが望ましい。
- ・ワクチンが適期に接種されているかどうかの判断は、接種後 90 日を経過した個体で行う。
- ・ELISA で抗体陰性と判定された場合でも、中和試験で抗体の保有が確認された個体が存在したことから、ELISA で抗体陽性率が低い場合は、中和試験で確認するのが望ましい。
- ・ワクチン接種農場であっても必ず感受性個体が存在する。飼養衛生管理基準の徹底が必要である。

※詳細は、[食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 第 88 回牛豚等疾病小委員会](http://maff.go.jp)：農林水産省 (maff.go.jp)をご覧ください。